

ビジネスニュース

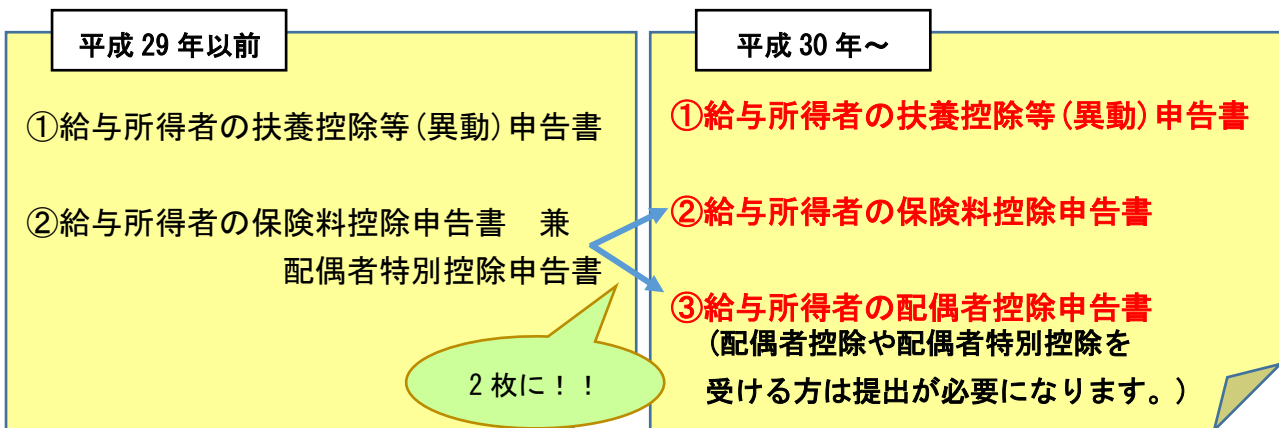
税理士・社会保険労務士・行政書士 西山秀一事務所



税務・経理

～年末調整に向けて～

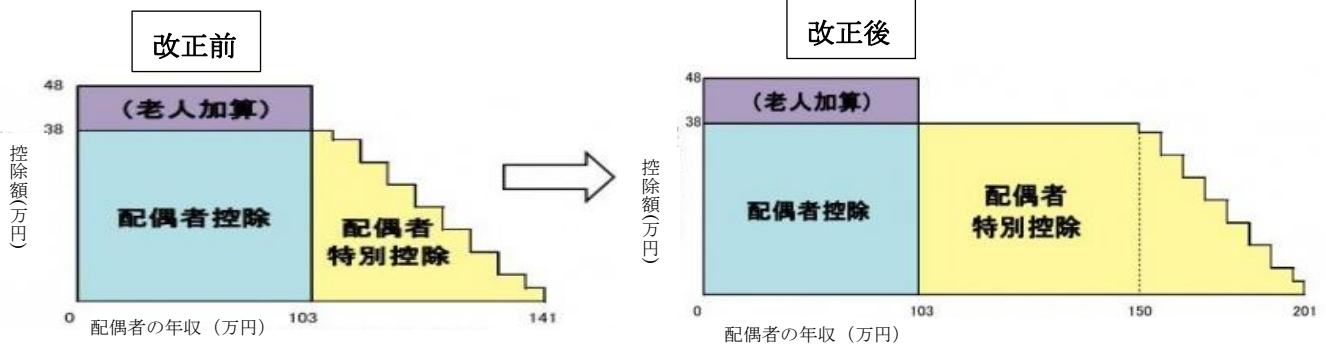
配偶者控除及び配偶者特別控除の改正に伴い、提出すべき書類が3枚に増えました。



👉 今年、新しく採用した方のマイナンバーも忘れずに提出していただきますよう。

* 前年以前に記載されている方は今年の提出は不要となります。

配偶者控除及び配偶者特別控除に関する改正



① 配偶者控除について

給与所得者の合計給与収入金額が 1,220 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。

② 配偶者特別控除について

配偶者の給与収入が 201 万 6 千円以下に収まっていれば配偶者特別控除を受けられるようになりました。

ここが大事!



詳しいことは担当者にお気軽にご質問ください。